

使用済自動車の再資源化等に関する法律（略称：使用済自動車再資源化法、自動車リサイクル法）

（平成 14 年法律第 87 号）（令和 5 年法律第 63 号による改正）

e-Gov（法）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000087>

e-Gov（施行令）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414CO0000000389_20191214_501CO0000000088（令和元年政令第 88 号による改正）

e-Gov（施行規則）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414M60001400007_20201228_502M60001400005（令和 2 年経済産業省・環境省令第 5 号による改正）

経済産業省 HP：https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/automobile_recycle/about/recycle/recycle.html

「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」非掲載。

印刷業界は、使用済自動車の引取り、解体、破碎、及びフロン類の回収を行っていませんので、「自動車の所有者」の立場で適用を受けます。再資源化預託金等の預託および使用済自動車の引取業者への引渡しが遵守事項です。

条項	条文	種類
第 1 条	（目的） この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	目的
第 2 条第 17 項	この法律において「関連事業者」とは、引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者をいう。	定義
第 5 条	（自動車の所有者の責務） 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車を使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。	責務規定
第 8 条	（使用済自動車の引渡義務） 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	義務 （罰則無し）
第 73 条第 1 項	（再資源化預託金等の預託義務） 自動車（第 3 項に規定するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の所有者は、当該自動車が最初の自動車登録ファイルへの登録（道路運送車両法第 4 条の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。）を受けるとき（同法第 3 条に規定する軽自動車（同法第 58 条第 1 項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）にあつては当該自動車が最初の自動車検査証の交付（同法第 60 条第 1 項又は第 71 条第 4 項の規定による自動車検査証の交付をいう。以下同じ。）を受けるとき、同法第 58 条第 1 項に規定する検査対象外軽自動車にあつては当該自動車が最初の車両番号の指定（同法第 97 条の 3 第 1 項の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。）を受けるとき）までに、当該自動車に係る再資源化等料金（次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該自動車に係る特定再資源化等物品を第 21 条の規定により引き取るべき自動車製造業者等が第 34 条第 1 項の規定により公表した同表の中欄に掲げる料金（当該自動車製造業者等が存しない場合又は当該自動車製造業者等を確認することができない場合（次項各号において「製造業者不存在の場合」という。）にあつては、指定再資源化機関が第 108 条第 1 項の規定により公表した同表の下欄に掲げる料金）をいう。第 3 項において同じ。）に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理人に対し預託しなければならない。〔表の引用は省	義務 （罰則無し）

	略]	
第73条第2項	<p>自動車の所有者は、当該自動車が前項に規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付若しくは最初の車両番号の指定を受けた後に、当該自動車に次の各号に掲げる物品を搭載した場合には、当該自動車を使用済自動車として引取業者に引き渡すときまでに、それぞれ当該各号に掲げる料金の相当する額の金銭を当該自動車に係る再資源化等預託金として資金管理法に対し追加して預託しなければならない。</p> <p>一 指定回収物品 当該自動車に係る第34条第1項第2号に定める料金（製造業者不存在の場合にあつては、第108条第1項第2号に定める料金）</p> <p>二 特定エアコンディショナー 当該自動車に係る第34条第1項第3号に定める料金（製造業者不存在の場合にあつては、第108条第1項第3号に定める料金）</p>	義務 (罰則無し)
第73条第3項	<p>自動車（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行の用に供しないことその他の理由により、自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付若しくは車両番号の指定を受けることを要しない自動車に限る。以下この項において同じ。）の所有者は、当該自動車を使用済自動車として引取業者に引き渡すときまでに、当該自動車に係る再資源化等料金に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理法に対し預託しなければならない。</p>	義務 (罰則無し)
第73条第4項	<p>第1項又は前項の規定により再資源化等預託金を預託する自動車の所有者は、当該自動車に係る情報管理料金（第104条に規定する情報管理センター（以下この章、次章及び第六章第一節において単に「情報管理センター」という。）が、当該自動車を使用済自動車となった場合において当該使用済自動車について行う同条の情報管理業務に関し、政令で定めるところにより主務大臣の認可を受けて定める料金をいう。以下同じ。）に相当する額の金銭を情報管理預託金として資金管理法に対し預託しなければならない。</p>	義務 (罰則無し)
第74条第1項	<p>（預託証明書の提示）</p> <p>自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付（当該自動車についての前条第一項に規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付に限る。）を受けようとする者は、国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第5章の2の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対して、当該自動車の所有者が資金管理法に対し当該自動車に係る再資源化預託金等を預託したことを証する書面（以下「預託証明書」という。）を提示しなければならない。ただし、その者が、資金管理法に委託して当該預託証明書に相当するものとして政令で定める通知を同法第七条第四項に規定する登録情報処理機関（次項において単に「登録情報処理機関」という。）に対して行ったときは、当該預託証明書を国土交通大臣等に提示したものとみなす。</p>	みなし
第77条第1項	<p>（承継等）</p> <p>自動車の所有者について相続その他の一般承継があったときは、当該所有者が預託した再資源化預託金等は、当該所有者の相続人その他の一般承継人が預託したものとみなす。</p>	みなし
第78条第1項	<p>（再資源化預託金等の取戻し）</p> <p>再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者は、当該自動車を輸出した場合その他当該再資源化預託金等を預託しておく必要がないものとして政令^{解釈上の注釈}で定める場合には、主務省令^{解釈上の注釈}で定めるところにより、当該再資源化預託金等を取り戻すことができる。</p> <p>（解釈上の注釈）施行令に対応する条項はない。自動車リサイクル促進センターの説明参照（https://www.jarc.or.jp/news/1879/）。</p> <p>（解釈上の注釈）施行規則第70条。利息に関する規定。引用省略。</p>	権利付与 (所有者)